

非常変災時における休業及び登下校の措置について

1 児童の登校前に警報（いかなる警報であっても）、又は警戒レベル3以上が発令されている場合【家庭にて】

- (1) 警報（又は、危険が予測される強風注意報）及び警戒レベル3以上がすべて解除されるまで、家庭において待機させてください。
 - (2) 始業時刻の1時間前(7:15)までに警報が解除された場合は、平常通り登校させてください。
 - (3) 始業時刻の1時間前（7:15）から正午までに警報が解除された場合は、解除後1時間を経てから授業を開始します。校区の状況によっては、オンライン授業や休業とすることもあります。
 - (4) 正午を過ぎてから解除された場合は、休業とします。
 - (5) 午前中のみ土曜授業については、始業時刻 8:15 に警報（又は、危険が予測される強風注意報）及び警戒レベル3以上が発令されている場合は、休業とします。
- ※ (2) (3) の場合において、道路、橋等の損壊その他で危険な場合、交通機関の停止、自家の被害が著しい場合は、登校に及びません。

2 児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発表、又は警戒レベル3以上が発令された場合（台風接近時など）【学校にて】

- (1) 強風注意報発表時の気象状況（例：台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校させます。この場合、スマート連絡帳を通して、保護者や地域の方々に連絡します。この場合、教師、PTA、地域の方々等による下校の見届けを行い、児童のみで下校させないようにします。
- (2) 暴風警報発表又は警戒レベル3発令の時の気象状況（例：台風の中心位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況、通学距離等を判断し、校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとります。この場合も、スマート連絡帳を通して、保護者や地域の方々に連絡します。
- (3) 警戒レベル4発令時には、いかなる方法であっても、児童の安全を第一に考え、下校をさせません。校内の最も安全な場所で待機させます。発令を待たず、これを行う場合があります。

3 登校後、警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表、又は警戒レベル3以上が発令された場合【学校にて】

- (1) 警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表、又は警戒レベル3以上の発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の最も安全な場所で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとります。この場合、スマート連絡帳を通して、保護者や地域の方々に連絡します。
- (2) 警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報発表、又は警戒レベル3以上の発令時の気象状況や道路・交通の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止し、教師が解散ポイントまで引率して集団下校させます。この場合も、スマート連絡帳を通して、保護者や地域の方々に連絡します。
- (3) 警戒レベル4発令時には、いかなる方法であっても、児童の安全を第一に考え、下校をさせません。校内の最も安全な場所で待機させます。発令を待たず、これを行う場合もあります。

4 特別警報が発表された場合

- (1) 特別警報が発表された場合は、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」等が原則です。児童の安全を最優先した措置をとります。
※ ただし、保護者が迎えに来られた場合は、保護者と相談の上、引き渡すこともあります。
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報が発せられた場合は、7の通り対応します。

5 緊急事態（危険な不審者の徘徊等）発生の場合

- (1) 帰宅途中に危害が及ぶと判断した場合、教師が引率して集団下校を行います。
- (2) 集団下校の引率が、教員だけでは手薄と判断した場合は、スマート連絡帳等でPTA役員・在宅保護者・自治会連合会・見守り隊等に応援をお願いすることがあります。
- (3) 引率者の数が足りていても、下校をすると命の危険性がある場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡し等の適切な措置をとります。

6 大規模地震「注意情報」発表時・「警戒宣言」発令時・地震発生時

(1) 登下校・在校時発令

	登校時	在校時	下校時
注意情報	原則として帰宅。 但し、小学校近くに来ている場合は、学校へ避難する。	スマート連絡帳等を通して保護者に知らせ、保護者への引き渡しを行う。	そのまま帰宅する。
警戒宣言	自宅又は小学校の近い方へ避難する。		自宅又は小学校の近い方へ避難する。
地震発生	安全な場所（公園等）へ一時避難する。ない場合は、自宅又は小学校の近い方へ避難する。		安全な場所へ避難誘導し、保護管理にあたる。 帰宅等は、校区の被害状況と安全の確認後、保護者へ引き渡す。

(2) 在宅時（授業日の夜間・早朝、及び休業日）発令

	授業日の夜間・早朝	休業日
注意情報	学校から連絡があるまで登校を見合わせ、自宅待機。	保護者の管理のもとで行動。
警戒宣言	但し、市よりの避難勧告がある場合は、指定避難場所に移動する。防災無線に注意する。	
地震発生	安全確保に努める。 その場で待機し、揺れが収まったら情報収集する。 防災無線に注意する。	

(3) その他

- ①緊急の連絡は、スマート連絡帳でお伝えします。また、確認機能で帰宅の確認等質問の回答をお願いする場合は、ご協力をお願いします。但し、停電によりスマート連絡帳が使えなくなった場合は、上記のことを原則として判断をお願いします。
- ②給食は、物資発注の関係で中止になる場合があります。また、自宅待機や早期下校も想定して、ご家庭で保存食等の備蓄を用意しておいてください。
- ③スマート連絡帳の確認が難しい場合は、知り合いの保護者間で連絡を取り合うなど、情報収集についてご配慮いただきますようお願いいたします。

7 Jアラート（全国瞬時警報システム）作動時

(1) Jアラート作動時

登校前	・登校せずに、 自宅で待機 させてください。
登下校中	・登下校中の児童は、自宅、学校、近隣の 建物の中や地下道などに避難 する。 ・近くに建物がない場合、 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る 。
登校後	・教職員の指示に従って行動させます。

(2) 行政からの情報で安全確認ができた場合

（弾道ミサイルが「領土・領海上空を通過した」、「領海外の海域に落下した」場合など）

登校前	・始業時刻の1時間前（7:15）までに安全確認ができた場合は、 平常通り授業を開始 します。 ・始業時刻の1時間前（7:15）から正午までに安全確認ができた場合は、その 1時間後をめぐりに授業を開始 します。 ・正午を過ぎてから安全確認ができた場合は、 休業 とします。
-----	--

登下校中	・行政からの放送等で安全確認ができてから、登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行きます。登校時間については、上記「登校前」と同様です。
登校後	・教職員の指示に従って行動させます。

(3) 何らかの被害がおよんでいる場合

(弾道ミサイルが「領土・領海の上空で爆発した」「日本の領土・領海に落下した」場合など)

登校前	・行政からの指示、保護者の判断に従って行動させてください。
登下校中	・行政からの指示に従って行動する。急を要する状況では、口と鼻をハンカチで覆い、その場から離れ、密閉性の高い屋内、又は風上に避難する。
登校後	・教職員の指示に従って行動させます。

- ※ ミサイル着弾の有無、着弾場所、弾頭の種類などにより、被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネットなどで情報を収集してください。
- ※ 特別な場合（始業時刻を遅らせる・臨時休校にするなど）は、学校から**スマート連絡帳**を通してお知らせしますが、通信・情報機器の機能停止を狙う「電磁パルス攻撃」等を受けた場合、配信不能になることもあります。
- ※ ミサイル落下時行動詳細→「国民保護ポータルサイト」(<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html>)
- ※ ミサイル落下時の政府の対応状況→「首相官邸ホームページ」(www.kantei.go.jp/)

- ※ 緊急時における登下校等の対応は、**「スマート連絡帳」でお知らせします。**なお、やむを得ず登録ができない、又はされない場合は、保護者間で情報を伝えていただくなど、ご家庭において**確実に情報を得る手段の確保**をよろしく願います。